

育成機関の要件適合確認申請書

監理実施機関の代表者殿

所在地
商号・名称
代表者の役職・氏名

国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領（以下「要領」という。）第 10 の 1 の規定に基づき下記のとおり、育成機関の要件を満たしていることの確認を申請します。

記

1 確認対象に関する事項

(1) 商号・名称

(2) 主たる営業所の所在地

(3) 連絡先

TEL :

メールアドレス :

2 育成機関の要件に関する事項

要領第 2 の 3 に掲げる事項について、別紙のとおり

別紙

育成機関の要件に関する事項

1 実施美容所

- (1) 特定美容活動を実施する予定の美容所名：
- (2) 特定美容活動を実施する予定の美容所の所在地：
- (3) 美容所の概要

※従業員数、施術メニュー、面積及び座席数の概要等を記載し、店舗内部の図面・写真等を添付

2 管理美容師

氏名：

※1の美容所に配置している管理美容師を記載

3 財産的基盤に関する事項

※過去3年間の経営が安定していることを証する財務諸表等を添付

4 報酬、労働・社会保険への加入の状況

※外国人美容師に支払う予定の報酬額が、日本人と同等額以上である旨を記載

※労働保険の事業者番号、年金の事業者番号等を記載

5 次のいずれかに該当するものでないこと

項目	該当	
	法人	役員
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	—	有・無
ロ 出入国若しくは労働に関する法律の規定又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	—	有・無
ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 50 条（第 2 号に係る部分に限る。）及び第 52 条の規定を除く。）により、又は刑法（明治 40 年法律第 4 5 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	—	有・無
ニ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 208 条、第 213 条の 2 若しくは第 214 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 156 条、第 159 条若し	—	有・無

くは第 160 条第 1 項、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 51 条前段若しくは第 54 条第 1 項（同法第 51 条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 102 条、第 103 条の 2 若しくは第 104 条第 1 項（同法第 102 条又は第 103 条の 2 の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 46 条前段若しくは第 48 条第 1 項（同法第 46 条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 83 条若しくは第 86 条（同法第 83 条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者		
ホ 精神の機能の障害により本事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	—	有・無
へ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	—	有・無
ト 過去 5 年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者	—	有・無
チ 暴力団員等	—	有・無
リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの	—	有・無
ヌ 法人であって、その役員のうちイからリまでのいずれかに該当する者があるもの	有・無	—
ル 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有・無	—